

令和7年度茨城地方最低賃金審議会
第1回茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年12月23日

茨 城 労 働 局
茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年12月23日（火）午後4時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
松本 理佳子

労働者代表委員 稲見 健一
宮下 有一
森 谷 篤

使用者代表委員 阿部 太洋
小林 浩
堀籠 大輔

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。今後は、機械と呼ばせていただきます。本日は、都合によりまして、公益代表委員の宮崎委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規程による委員総数の3分の2、又は公・労・使各代表委員の3分の1以上の必要数を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、傍聴人はおりません。本日は、第1回目の機械特定最低賃金専門部会ですので、審議に入る前に、労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

労働基準部長の江口でございます。この度は、皆様ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、最低賃金行政の円滑な運営にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用されます地域別最低賃金のほかに4つの産業別の特定最低賃金があります。今年度におきましても、各種商品小売業以外の鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業の3つの産業について申出がありましたところ、金額改定の必要性について、労使でしっかりとご議論いただいた結果として、必要性ありとされ、それぞれ専門部会におきまして金額審議をお願いすることとなりました。本日は、機械器具製造業等の第1回目の専門部会となりますが、議題としまして、部会長及び部会長代理の選出、運営規程の決定、開催日程の決定など、全般的な事項についてご審議いただき、その後、時間の許す範囲内で具

体的な金額審議に入っていただければと思っております。

皆様ご存じのとおり、地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられているのに対しまして、特定最低賃金につきましては、関係労使からの申出を受けて、行政機関が最低賃金審議会の意見を聞いて決定できるという形式になっております。したがって、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。短い期間での審議となりますが、必要性審議の際と同様、労使によって十分に意思疎通を図っていただきまして、是非、全会一致での議決となりますよう、ご配慮いただきたいと思いますと思っております。

簡単ではございますが、私からは以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐

続きまして、本日、ご出席いただきました委員の皆様をご紹介いたします。委員の皆様の紹介にあたりましては、委員名簿が、資料ナンバー1の1ページにございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から名簿順にご紹介させていただきます。井出委員です。松本委員です。宮崎委員は本日欠席です。続きまして、労働者代表委員の方をご紹介させていただきます。稲見委員です。宮下委員です。森谷委員です。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介させていただきます。阿部委員です。小林委員です。堀籠委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口です。賃金室長の黒羽です。賃金係の佐藤です。私は、室長補佐の猪狩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（1）専門部会の部会長及び部会長代理の選出に移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互

選していただきましたので、ご報告いたします。

部会長に井出委員、部会長代理に松本委員の名前が挙がっておりますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

補 佐 異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、井出部会長にお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

部会長 ただ今、部会長に選任されました井出と申します。着座にて進行させていただきます。委員の皆様におかれましては、充実した審議を行っていただきまして、答申を出していただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、第1回機械最低賃金専門部会を進めさせていただきます。まず、事務局から茨城県最低賃金の周知広報の状況につきまして、説明がございます。

室 長 まず、今回、特定専門部会の開催につきまして、日程調整にご協力いただきましたおかげで、スムーズに決めることができました。深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

私の方から、改正された茨城県最低賃金の周知等について、簡単に説明させていただきます。

既にご存じかと思いますが、茨城県最低賃金は、69円引上げの時間額1,074円に改定され、10月12日日曜日から効力発生となっております。茨城県の最低賃金の答申に関し、本審委員の皆様におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、改めて、御礼申し上げます。ありがとうございます。

主な、周知広報をご紹介いたしますと、9月19日に茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と茨城県社会保険労務士会の会長に茨城労働局長が出向いて面談し、最低賃金引上げと業務改善助成金等の周知等の取組に関する要請を行っております。その他、最低賃金の引上げ、賃上げ支援策等に対する周知広報につきましては、その一環として、配付しております1枚目の本省版リーフレット、2枚目の茨城労働局版リーフレットを活用しまして、9月から10月にかけて、茨城県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌やホームページ等への掲載依頼を行っております。また、令和3年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最低賃金引上げへの対応と合わせ、業務改善助成金のリーフレット及び茨城働き方改革推進支援センターのリーフレットなどを同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置しております。2階玄関にデジタルサイネージで広報を行っております。

今年度は、10月29日から11月14日にかけて、労働局、茨城県、茨城県社会保険労務士会、茨城県中小企業診断士協会の合同で、国や県が行っている賃金引上げ支援策等の説明会を県内5か所で行っております。また、配付した資料の3枚目は、労働局と茨城県との連名により、最低賃金及び賃上げ支援策等、国が行っているものと県が行っているものを合わせたもので作成したリーフレットで、12月上旬に各団体に周知広報の依頼を行っております。

今後も、できる限り、支援策等の周知も含めた最低賃金改正の周知広報に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

部会長

ただ今の説明につきまして、何かご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。

全委員 (意見・質問等なし)

部会長 続きますして、議題(2) 専門部会の運営規程(案)につ
きまして、お諮りしたいと思えます。事務局より、運営規
程(案)の説明をお願いします。

室長 引き続き、私の方から説明させていただきます。今回、今
年度の初回の審議となりますが、時間の関係から、要点のみ
説明させていただきます。

本部会は、最低賃金法第25条の規程により、茨城地方最低
賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中
に設置される専門部会という位置付けになります。資料ナン
バー3、6ページをご覧ください。最低賃金制度の根拠法令
である最低賃金法において、審議会について定めた政令であ
ります最低賃金審議会令というものを添付しております。な
お、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目につ
いて説明いたします。6ページの中段に記載してあります第
5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明し
た成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の
3分の2以上、または、公・労・使の3分の1以上が、会議
の開催、議決の成立要件となっております。第5条の3項は
採決です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合
は、部会長が決するとなっております。第6条は、専門部会
についての定めですが、5項をご覧ください。あらかじめそ
の議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって
審議会の決議とすることができる、と定められております。
この扱いに関しましては、後ほど部会長から説明、報告があ
ります。

続きますして、資料ナンバー4、7ページをご覧ください。
産業別の専門部会の運営規程(案)になります。運営規程
(案)について説明いたしますが、昨年度と変更はありませ

ん。第1条の規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行いますので、ご承知おきください。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則、公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規程です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月7日の第一回本審の審議において、金額審議の部分は非公開にすることをご確認いただいたところでした。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もあり、説明を割愛させていただきます。以上が、規程（案）となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくことになっております。簡単ですが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

私から、公開について、若干補足いたします。

専門部会の会議及び議事録は、先ほど説明がありましたとおり、原則、公開となっておりますが、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、非公開にできることになっております。

専門部会につきましては、金額審議を行うという点から、他県でもほとんど非公開としております。茨城県でも、率直な意見交換などが損なわれる場合がありますので、率直な意見交換を保障するという考えから、7月7日の本審でも決

しましたとおり、第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは、公開。金額審議の部分は、非公開とし、議事録についても同様にしたいと思います。公開・非公開については、それでよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

部会長 ありがとうございます。また、議事録の確認に関しましては、部会長及び部会長が指名した委員2名がその内容を確認することになっておりますが、この議事録の確認は、労働者側委員は宮下委員、使用者側委員は阿部委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

部会長 それでは、原案どおり決定したいと思います。内容全体につきまして、原案どおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

部会長 なお、附則の施行日ですけれども、本日から施行するとなりますので、令和7年12月23日と入れていただきまして、(案)の削除をお願いします。

それから、運営規程第3条ですけれども、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならないとありますが、ここは、従来から事務局に連絡をお願いしておりますので、そのようにお願いいたします。

それと、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、すでに12月8日の第九回本

審の場で、専門部会において、全会一致で最低賃金額を決定した場合は本審の決定とする、ということに決まりましたので、これはご報告ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。というわけで、全会一致を条件としておりますので、全会一致にならなかつた場合には、本審で再度審議、議決をすることになります。

続きまして、議題（3）の最低賃金に関する基礎調査結果等につきまして、事務局から説明をお願いします。

係 員

それでは、私の方から、最低賃金に関する基礎調査に基づく資料の説明とその他配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、9ページの資料ナンバー5をご覧ください。こちらは、平成26年以降の茨城県最低賃金と特定最低賃金の推移一覧となっております。茨城県で特定最低賃金が定められている4業種のうち、各種商品小売業につきましては、令和4年以降改正の申出がありませんでしたので、以降の資料に関しては、各種商品小売業を除く3業種についてのみ作成したものとなっております。

続いて、10ページをご覧ください。こちらの10ページから19ページにかけての資料ナンバー6は、本年6月に実施した最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものです。基礎調査につきましては、統計法に基づく一般統計調査となっております。労働者の賃金の実態等を把握するため、その年の6月分の支払見込の賃金額について、県内の事業場に対して調査を行い、その集計結果を最低賃金審議会の資料としております。調査の概要等は、最初の10ページに記載しているとおりです。対象となる事業場は、日本標準産業分類に基づいた産業別に、経済センサスに登録されている事業場から無作為に抽出しております。製造業については、労働者100人未満の事業場が選定の対象となっております。回答結果を集計する際には、調査票から得

られた有効回答労働者数を経済センサスの母集団の労働者数まで復元しております。そのため、各資料の数値につきましては、労働者数の復元により得られた推測値となっております。集計結果は、総括表としてまとめておりまして、本資料の14ページに記載しておりますのでご覧ください。こちらの総括表には、事業場の規模別、労働者の年齢別に労働者数の集計結果がまとめられております。各枠の上段が、その賃金階級以下の累積の労働者数、括弧で表示しております下段が、累積の構成比となっております。現行の機械器具製造業等の最低賃金については、黄色のマークを引いておりますが、1,055円未満の労働者の合計は、全体の7.6%ということになっており、この数値を未満率と言います。少し戻りまして、11ページの最低賃金の引上額と影響率の関係表をご覧ください。こちらの資料も、14ページの総括表の内容を基に作成したものとなっております。引上後の時間額を下回る労働者の割合を影響率として表示しております。次に、13ページの資料をご覧ください。こちらの資料は、平成26年以降の機械器具製造業等の規模別第1・10分位数及び未満率の推移で、こちらも総括表を基に作成したものとなっております。また、18ページから19ページの資料につきましては、他の特定最低賃金3業種の分位数や未満率等について、まとめた結果を参考として添付しております。なお、こちらの県最賃産業計につきましては、4業種の特定最低賃金の適用労働者の数値は含まれておりません。基礎調査に関する資料についての説明は以上です。

続いて、その他の配付資料について確認させていただきます。まず、20ページの資料ナンバー7と23ページの資料ナンバー8につきましては、日本銀行水戸事務所が発表した企業短期経済観測調査結果と茨城県金融経済概況となっております。続いて、32ページの資料ナンバー9は、労働局が11月28日に発表しました、令和7年10月分の県内の雇

用情勢の概況となっております。続いて、48ページ及び49ページの資料ナンバー10と11は、当貸金室で作成いたしました茨城県各種指標と全国各種指標を一覧にしたものとなっております。最後に、50ページからの資料ナンバー12は、厚生労働省が8月1日に発表しました、令和7年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況です。こちらの資料とは別に、皆様のお手元に他局の結審状況一覧として、令和7年度特定最低賃金改正状況を配付しております。こちらは、令和7年12月22日確認時点の内容となっておりますので、参考にご覧ください。私からの説明は以上となります。

部会長 今の資料説明につきまして、何かご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。

全委員 (意見・質問等なし)

部会長 それでは、続きまして、次の議題(4)専門部会の日程調整等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

室 長 専門部会開催の日程調整につきましては、皆様にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

当部会の開催につきまして、第2回は、令和8年1月5日月曜日の午後3時からで会場はここになります。第3回は、1月7日水曜日午後4時からで3階の水戸労働基準監督署の会議室を予定しております。

本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、全会一致となった専門部会につきましても部会報告のため、1月16日金曜日の午後4時から第十回本審の開催を予定させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、現状の開催予定で、全会一致による結審を切にお願い申し上げます。以上です。

部会長 日程につきまして、事務局からの説明のとおりで、公・労・使それぞれよろしいでしょうか。

委 員 (了承の声)

部会長 例年、各専門部会は、3回程度の審議でまとめておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。先ほど室長からもありましたが、日程調整の結果、第十回本審が既に決まっております、1月16日金曜日午後4時から予定しております。

さて、本日は、第1回の専門部会ということになりますので、今後の金額審議にあたりまして、まず、労使双方から、金額提示の基本的な考え方について述べていただきたいと思います。まずは、労働者側代表委員からお願いいたします。

労側委員 大変お疲れさまです。私の方から、特定最低賃金の審議にあたりまして、労働者側の統一した考え方ということで、大きく3点、基本的なところを申し上げたいと思います。

まず1点目は、労働条件の向上ということであります。

これは、当たり前のことではありますが、労働条件の向上が最低賃金制度全体の目的であるということでもあります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業によって、大きく異なっているのが実態であります。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要だということでもあります。

2点目は、公正競争の確保という点であります。賃金の

不当な切下げや事業間の過当競争を防止し、公正競争を確保することも、最低賃金制度全体の目的でもあるということでもあります。しかしながら、こちらも、賃金実態が産業ごとに大きく異なるため、地域別の最低賃金のみでは、これを確保できない産業が存在するということが、地域別最低賃金を上回る水準の特定最低賃金を設定することで、より高いレベルでの公正競争を確保することができ、経済の健全な発展に寄与するものと考えているということです。また、今後の労働力人口の減少化においては、魅力ある産業としての賃金水準を労使のイニシアティブで決定していく、という観点も重要だと考えております。

そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということでもあります。本来、労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものであります。しかしながら、労働組合の組織率が2割を切る日本においては、8割以上の労働者が自らの労働条件の決定にほぼ関与できていないという状況だということ、そのような中で、特定最低賃金の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や金額決定がされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っています。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。

また、特定最低賃金は、基幹的労働者を対象としていることから、労働者側としては、それぞれの産業別の基幹的労働者のあるべき水準を目指していきたいと考えています。さらに、今、茨城においては、機械、鉄鋼業、そして電気・精密機械器具等製造業ということで、この3つの業種とも、労働協約ケースということで申請をしています。労働者側としては、この協約の最低ラインを目指していきたいというのが、本来の考えであります。

いずれにしても、皆様方のご協力をいただき、真摯な審議が行われることを期待したいということでもあります。ど

うぞよろしく願いいたします。

部会長

それでは、使用者側からお願いいたします。

使側委員

よろしく願いします。それでは、使用者側の考えを述べさせていただきます。

特定最低賃金の審議にあたり、使用者側としましては、今年度の地域別最低賃金が現行の特定最低賃金を上回ったことによって、本来は、審議不要であるという見解を申し上げております。昨年度は、当県の地域別最低賃金が特定最低賃金と同額の1,005円となったため、最低賃金一本化の審議をお願いしましたが、結論としましては、専門部会の立上げとなり、これまで同様の賃上額が示された経緯がございます。しかしながら、労使及び公益委員の皆様との協議を経て、再度、最低賃金の一本化に向けた話合いの場としてテーブルに着くということが大事だということで、改めてご理解いただきたいと思っており、テーブルに着かせていただきました。

今回、地域別最低賃金は、中央の目安額63円を上回る69円の引上げとなり、現行の特定最低賃金1,055円を超えて1,074円となりました。全国の年間休日平均が112日である中で、高校新卒者の初任給を18万円と設定している多くの企業の時給換算は1,066円程度であり、それを上回って1,074円となっております。また、今後は、金利上昇、社会保険適用範囲の拡大などによって、特に、小規模企業への負担増が避けられない状況です。使用者側参考人の意見陳述においても、賃金の据置きを求める声があったことは、ご承知のとおりです。

本来、この特定最低賃金は、高度経済成長期における製造業の基幹的労働者を保護する目的で制定されたものであります。しかし、毎年の引上げにより、地域別最低賃金との差は縮小を続け、ついに今年度、逆転が生じました。

この結果、制度としては、屋上屋を架す構造、すなわち、二重の最低賃金制度となっております。今後は、その二重の最低賃金を、抜きつ抜かれつの堂々巡りを続けるのではなく、行政・企業ともに、より簡素で実態に即した制度への移行を進めるべき時期にきていると考えております。

また、機械特定最低賃金近傍の基幹的労働者が県内にどれぐらいいるのか、という協議がずっとされていた中で、該当者はいるであろうが、各社業務内容まで開示されておらず、現状、見つけることが困難であるという意見もあり、極めて少ないと考えられます。このような状況下で、今後もコストと時間をかけて審議を続ける意義は、極めて薄く、廃止ではなく制度としての卒業、と位置付けるのが適切であると考えております。

以上を踏まえ、使用者側としては、来年度の地域別最低賃金との一本化を明確に念頭に置いた上で、ご審議願いたいと思っております。以上です。

部会長

ありがとうございました。ただ今の労使双方の基本的な考え方につきまして、何かご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

全委員

(意見・質問等なし)

【以降は、金額調査審議のため『非公開』となります。】